令和 3年度　　事務事業評価表（　令和 2年度　の実績評価）

記入年月日					
令和	3	年	4	月	16 日

事務事業名	文化財保護審議会運営事業	事業区分		担当	
		新規/継続	継続	事務事業№	020501000892
政策体系上の位置付け		単独/補助	単独	所属課	090701
政策体系 総合計画の施策名	0205 文化財の保存活用				文化財課
政策名	02 生きがいを育む学びのまちづくり			課長名	
施策名	05 文化財の保存活用			グループ	文化財G
手段名	01 ①文化財の保存			担当者名	

財務会計上の位置付け							
予算科目	会計	款	項	目	事業	細	一般会計
	01	10	05	04	02	00	文化財保護事業

事　業　期　間
単年度繰返し　（　　年度～）
↳ 期間限定の場合、総投入量を（3）投入量の右側に記入

法令根拠　桜川市文化財保護審議会条例

【Do】　1．事務事業の現状把握（その1）

（1）事務事業の概要

手段 ①事務事業の概要（事務事業の全体像）	②担当者が行う業務の内容・やり方・手順
教育委員会の諮問に応じて、文化財の指定・解除など文化財の保護及び活用に関する重要事項について審議し、建議を行う。 文化財保護条例に規定された文化財の指定・解除に限らず、文化財行政全般を審議する。 年1～2回開催することで計画しているが、教育委員会の諮問等の案件が無い場合は、開催しない場合もある。 文化財保護審議会委員の定員は８名で、専門分野は考古、彫刻、建築、民俗、郷土史である。	審議会開催 文化財の調査 資料作成 関係会議への出席

（2）事務事業の手段・対象・意図と各指標、指標値の推移

①手段（担当者の活動内容）	④活動指標（活動量を表す指標）	単位	01年度（実績）	02年度（実績）	03年度（計画）	04年度（目標）	05年度（目標）
審議会開催 文化財の調査 資料作成 関係会議への出席	審議会の開催回数	回	1.00	2.00	2.00	2.00	2.00
	審議件数	件	2.00	2.00	3.00	3.00	3.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

②対象（誰、何を対象にしているのか）	⑤対象指標（対象の大きさを表す指標）	単位	01年度（実績）	02年度（実績）	03年度（計画）	04年度（目標）	05年度（目標）
文化財	指定文化財数	件	127.00	129.00	130.00	131.00	132.00
	登録文化財数	棟	102.00	102.00	102.00	102.00	102.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

③意図（この事業によって対象をどう変えるのか）	⑥成果指標（対象における意図の達成度を表す指標）	単位	01年度（実績）	02年度（実績）	03年度（計画）	04年度（目標）	05年度（目標）
指定文化財を安全な状態に保つ	文化財指定・登録件数	件	1.00	2.00	1.00	1.00	1.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

（3）　投入量（事業費）の推移

投入量		01年度（実績）	02年度（実績）	03年度（計画）			期間限定総投入量
事業費 財源内訳	国庫支出金 千円	0	0	0			0
	県支出金 千円	0	0	0			0
	地方債 千円	0	0	0			0
	使用料・手数料 千円	0	0	0			0
	その他 千円	0	0	0			0
	一般財源 千円	18	61	64			0
	事業費計（A） 千円	18	61	64			0
	正規職員従事人数 人	2.00人	2.00人	2.00人			

事業費の内訳

02年度事業費 実績（千円）				03年度事業費 予算（千円）			
01 報酬	45			01 報酬	48		
10 需用費	16			10 需用費	16		
		合　計	61			合　計	64

事務事業名	文化財保護審議会運営事業	事務事業№	20501000892	所属課	文化財課

（4）この事務事業を開始したきっかけは、いつ頃どんな経緯で開始されたのか？　開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？

条例による。
市町村合併により旧町村の文化財保護審議会を統合し開始。文化財保護に関する市民の意識は向上しているが、財政措置が厳しくなっている。

（5）この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者）からどんな意見や要望が寄せられているか？

指定・未指定の文化財を問わず、悉皆調査を進めて欲しい。
指定文化財をさらに価値づけするための調査を実施して欲しい。

【See】　2．評価の部　　＊原則は事前評価。

	評価項目	
現状維持	①政策体系との整合性　（この事務事業の目的は市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？）	
	結びついている	指定文化財・未指定文化財の保護施策に関する審議を行っている
	② 公共関与の妥当性　（なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？）（法定受託事業はその名称）	
	妥当である	文化財保護施策は文化財保護法により地方公共団体の責務となっており、文化財保護体系において、当該事業は市町村が運営しなくてはならない。
有効性	③ 成果の向上余地　（成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？）	
	向上余地がない	教育委員会の諮問等に応じて事業を行うものであり、独自で件数を増減させる性格の事業ではない。
	④廃止・休止の成果への影響　（事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？）	
	影響有	法令等により地方公共団体の責務が明確になっており、廃止・休止はできない。
	⑤類似事業との統廃合・連携の可能性　（類似事業や統廃合の可能性がありますか？（市以外の取り組みも含む））	
	（他に手段がある場合）⇨	具体的な手段、事務事業名
	余地がない	統合できる委員会ではない。
効率性	⑥事業費・人件費の削除余地（成果を下げずに事業費を削除できないか？やり方を工夫して延べ業務事業を削減できないか？）	
	削減余地がない	事業費は委員の報酬と会議お茶代のみで削減余地はない。
公平性	⑦ 受益機会・費用負担の適正化余地　（事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？）	
	公正・公平である	文化財保護施策は市民のみならず、日本国民共通の財産として利益を共有するものである。

【Plan】　3．評価結果の総括と今後の方向性（次年度計画と予算への反映）

（1）　1次評価者としての評価結果

①目的妥当性	■	適切	□	見直し余地あり
②有効性	■	適切	□	見直し余地あり
③効率性	■	適切	□	見直し余地あり
④公平性	■	適切	□	見直し余地あり

⇨

（2）　全体総括（振り返り、反省点）

今年度は1回開催し、案件を処理した。次年度は2回の開催を予定している。

（3）　今後の事業の方向性

□ 終了　■ 継続 → □ 改革改善を行う →（複数回答可）
□ 目的の再設定　□ 効率性の改善
□ 有効性の改善　□ 公平性の改善
□ 統廃合ができる　□ 連携ができる

□ 廃止　□ 休止 → ■ 現状維持

（4）改革・改善による期待成果
（終了・廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上			
	維持		○	╳
	低下		╳	╳

（5）　改革，改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

（6）事務事業優先度評価結果

成果優先度評価結果	⑦

【Check】　4．確認及び改革改善に向けての指摘事項

（1）　課長評価

課長確認後の評価

A

A：継続（現状維持）　C：終了、廃止、休止
B：継続（改革改善を行う）　D：2次評価へ提出

（2）　部長確認及び評価　（課長評価により、C、D判定及び確認が必要な場合）

確認欄